

【分析実施者要件】厚労省施行通知(関係箇所抜粋)

基発0804第8号

令和2年8月4日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。）及び改正省令による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（以下「改正石綿則」という。）に基づく告示（以下「関連告示」という。）を次の表のとおり公布又は告示し、及び施行することとされたところである。

省令又は告示の名称	公布日又は告示日	施行日
石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）	令和2年7月1日	令和3年4月1日 （一部は令和2年10月1日、令和4年4月1日又は令和5年10月1日）
石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）	令和2年7月27日	令和5年10月1日
石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）	令和2年7月27日	令和5年10月1日
石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）	令和2年7月27日	令和4年4月1日
石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）	令和2年7月27日	令和2年10月1日

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、建築物、工作物及び船舶の解体工事又は改修工事に関わる全ての関係者を含め、広く周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、令和2年6月5日に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）においても、改正省令と同様の内容の改正が行われていることから、改正省令の周知徹底等に当たっては、都道府県等の地方公共団体と十分に連携を図りたい。

記

第1 改正の趣旨

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等について所要の改正を行うとともに、改正石綿則に基づく告示の制定を行ったものである。

第2 改正の要点

1 改正省令関係

(1) 石綿障害予防規則の一部改正（改正省令第1条及び第2条関係）

ア 事前調査の対象、方法、記録等

- ① 事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）の全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）を行わなければならないこととしたこと。
- ② ①にかかわらず、解体等対象建築物等が一定の要件に該当する場合は、事前調査を①の方法以外の方法により行うことができることとしたこと。
- ③ 事業者は、建築物に係る事前調査については、②の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。
- ④ 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析による調査（以下「分析調査」という。）を行わなければならないこととしたこと。ただし、当該解体等対象建築物等について、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでないこととしたこと。
- ⑤ 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせ

なければならぬこととしたこと。

⑥ 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき作成した記録を3年間保存するとともに、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行う作業場に当該記録の写しを備え付けなければならないこととしたこと。

⑦ 事業者は、一定規模以上の建築物又は工作物（工作物については、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して、事前調査等の結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

イ 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去に係る措置

① 事業者は、解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材（以下「石綿含有仕上げ塗材」という。）を除く。）又は石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等（以下「石綿含有保温材等」という。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合に講じなければならない措置に、次の措置を追加したこと。

（ア）ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

（イ）その日の作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検すること。

② 事業者は、①の措置のうち、①の作業を行う作業場所の隔離の措置を行ったときは、石綿等に関する知識を有する者が当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、当該隔離を解いてはならないこととしたこと。

ウ 石綿含有成形品の除去に係る措置

① 事業者は、成型された材料であって石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材等を除く。以下「石綿含有成形品」という。）を除去する作業においては、技術上困難な場合を除き、切断、破砕、穿（せん）孔、研磨等（以下「切断等」という。）以外の方法により当該作業を実施しなければならないこととしたこと。

② 切断等以外の方法により石綿含有成形品を除去する作業を実施することが技術上困難な場合であって、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、当該作業を行う作業場所をビニルシート等で隔離する等の措置を講じなければならないこととしたこと。

エ 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置

1日、(1)のアの③及び⑤にあつては令和5年10月1日から施行することとしたこと。

2 関連告示関係

(1) 石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和2年厚生労働省告示第276号。以下「事前調査者告示」という。)の制定
ア 適切に事前調査(建築物に係るものに限る。)を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものについて、以下に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ以下の①又は②に該当する者としたこと。

① 建築物(建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。)に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部(以下「一戸建て住宅等」という。))を除く。)

登録規程に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

② 一戸建て住宅等

①に掲げる者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
イ 事前調査者告示は、令和5年10月1日から施行することとしたこと。

(2) 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号。以下「分析調査者告示」という。)の制定

ア 適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものについて、以下の①又は②に該当する者としたこと。

① 以下(ア)から(ウ)までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者

(ア) 分析の意義及び関係法令

(イ) 鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識

(ウ) 分析方法の原理と分析機器の取扱方法

② 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

イ 分析調査者告示は、令和5年10月1日から施行することとしたこと。

(3) 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号。以下「特定工作物告示」という。)の制定

ア 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物(事前調査の結果等の報告対象)について規定したこと。

ことから石綿等が使用されているものとみなすことができる範囲に追加したものであること。なお、石綿等が使用されているとみなして措置を講じるに当たっては、例えば吹き付けられた材料であれば、クロシドライトが吹き付けられているものとみなして措置を講じる等、必要となる可能性がある措置のうち最も厳しい措置を講じなければならないこと。

カ 分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者（第3条第6項関係）

石綿等の分析に関する知識や技能が十分でない者によって分析が行われている事例が認められたことから、必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる分析調査の実施を義務付けたものであること。なお、本規定の要件を満たす者が十分な人数確保されるまでの期間を勘案して、本規定の施行日は令和5年10月1日としているが、本規定の施行前であっても、分析調査は必要な知識及び技能を有する者に行わせることが望ましいこと。

キ 事前調査等の結果の記録の作成及び保存（第3条第7項関係）

- ① 1つの解体等の作業について事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）が複数回行われる場合も考えられることから、事前調査等の結果の記録の保存の起算日は、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のいずれか遅い日としたこと。
- ② 3年間の保存期間は、行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること、事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等を目的とし、設定したものであること。
- ③ 第3条第3項第1号又は第2号の方法により事前調査を行ったときは、それぞれ同項第1号の相当する調査の結果の記録又は同項第2号の有害物質一覧表（以下「相当調査記録等」という。）を確認した日を調査終了日とすることとし、同条第7項各号の事前調査の結果として記録すべき事項について、相当調査記録等に記載があるものについては、当該相当調査記録等の写しを保存すれば足りること。
- ④ 第3条第3項第3号から第8号までに掲げる方法により事前調査を行ったときは、それぞれ当該各号の規定に基づき設計図書等の文書で確認した日を調査終了日とすること。なお、確認した方法を明確にするため、確認した文書の写しを保存しておくことが望ましい。
- ⑤ 第3条第7項各号の事前調査等の結果として記録すべき事項について、次の内容が含まれること。

(ア) 第2号関係

「工事の概要」は、当該工事の内容が分かる簡潔な記載で足り、工事の名称から工事の内容が分かる場合は、工事の名称と同じ記載で差し支えないこと。

を受講する必要があると考えられることから、当該受講に必要な期間として3年程度を見込み、令和5年10月1日に施行することとしたこと。

分析調査を行う者についても、石綿等の分析の業務に従事している者のうち、分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有すると認められる者は一部にとどまっていることから、必要な人数の確保のために必要な期間として3年程度を見込み、令和5年10月1日に施行することとしたこと。

(4) 経過措置（改正省令附則第2条から第6条関係）

改正省令の施行日（附則第1条各号に掲げる規定については当該各号に規定する施行日）前に開始される解体等の作業等については、改正石綿則の関係規定は適用しない（旧石綿則に規定があるものについては、当該規定を引き続き適用する）こととしたものであること。

2 関連告示関係

(1) 事前調査者告示

ア 第1号に規定する「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれないこと。

イ 第1号に規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」は、令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者であること。

(2) 分析調査者告示

ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から④までに掲げる者であること。

① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者

② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

イ 分析調査を実施する者は、第2条第3号に掲げる方法のうち、実技講習を修了した方法による分析のみを実施することができるものであること。

(3) 特定工作物告示

ア これまでの各種調査の結果等から、石綿等が使用されている可能性が高いと考えられる工作物を規定したものであること。